

おぢやごころ奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和6年9月20日

告示第134号

改正 令和7年2月14日告示第7号

(趣旨)

第1条 本市は、若者の本市への定住促進を図るため、常用雇用にある若者が大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の返還金の一部について、予算の範囲内においておぢやごころ奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校専攻科、専門学校（専修学校専門課程）、高等学校、高等専門学校、高等専修学校（専修学校高等課程）をいう。
- (2) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 公益財団法人小千谷奨学会奨学金
 - イ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
 - ウ 新潟県奨学金
 - エ その他市長が認めるもの
- (3) 常用雇用労働者 正規雇用者（パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く。）であって、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ雇用期間の定めがない労働契約を締結している者をいう。
- (4) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (5) 定住 本市に住民登録を行い、かつ、生活基盤を有する者で、市外へ転出する見込みがないことをいう。

(6) U・Iターン者 令和6年度以降に本市に転入した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体の職員を除く。

(1) 大学等を卒業し、奨学金を返還している者

(2) 第8条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において本市に住民登録がある者

(3) 初回の申請日の年齢が35歳未満かつ申請日から10年以上定住する意思がある者

(4) 常用雇用労働者

(5) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請日の属する年に補助対象者が返還した奨学金の額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、奨学金の返還開始日が属する月又は申請日の属する年の1月のいずれか遅い月から起算して10年間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる就業地の区分に応じて、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、補助金の額が年度上限額を超える場合は、年度上限額を補助金の額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協力事業者の登録及び協力金の納付)

第7条 市内に事業所を有する事業者であって、当該事業所の常用雇用労働者に補助金を受けさせようとするものは、あらかじめ市長の登録を受けるものとし、登録を受けた事業者（以下「協力事業者」という。）は、市長に企業協力金を納付するものとする。

2 企業協力金の額は、補助金の額と当該補助金の額に3分の2を乗じた額との差額

とする。ただし、当該補助金の額に3分の2を乗じた額は、U・Iターン者の場合は12万円を、その他の者の場合は6万円を上限とし、企業協力金の額は、雇用している補助対象者一人あたりU・Iターン者の場合は8万円を、その他の者の場合は4万円を上限とする。

- 3 前項の補助金の額に3分の2を乗じた額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項の登録を受けようとする事業者は、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金協力事業者登録申請書兼企業協力金納付同意書（様式第1号）を当該登録内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、協力事業者として登録し、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金協力事業者登録通知書（様式第2号）により当該協力事業者に通知するものとする。
- 6 市長は、協力事業者が当該年度に納付すべき企業協力金の額を算出したときは、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金対象者通知書兼企業協力金額通知書（様式第3号）により協力事業者に通知するものとする。
- 7 協力事業者は、前項の通知を受けたときは、市長が発行する納入通知書により納期限までに企業協力金を納付しなければならない。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与証明書等奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの
- (2) 奨学金返還証明書等奨学金借入残高を証するもの
- (3) 在籍証明書（別紙1）
- (4) 誓約書（別紙2）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金交付（不

交付) 決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

第11条 交付決定者は、申請内容に変更が生じた場合は、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金変更決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、市長が定める期間内におちやごころ奨学金返還支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象期間における奨学金の返還額が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

(企業協力金の還付)

第14条 市長は、補助金の交付の決定及び前条の規定による額の確定において、既に納付済みの企業協力金額を下回るときは、その差額をおちやごころ奨学金返還支援事業補助金企業協力金還付通知書(様式第10号)により通知し、還付しなければならない。

2 協力事業者は、前項の規定による通知を受けたときには、おちやごころ奨学金返

還支援事業補助金企業協力金還付請求書（様式第11号）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が死亡したとき。
- (2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 申請年度の1月1日時点で市外へ転出していたとき。
- (4) 常用雇用労働者でないことが判明したとき又は交付申請時に就職していた事業所を申請年度中に退職したとき。
- (5) 市長の定める期間中に、第12条に規定する実績報告書を市長に提出しなかったとき。
- (6) 市税を滞納しているとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (8) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (9) その他市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、おちやごころ奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めておちやごころ奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により、その返還を命ずるものとする。

（調査）

第17条 市長は、交付決定者に対し、補助金の交付について必要な調査を行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年2月14日告示7号）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月から令和6年12月の間に補助対象者が返還した奨学金の額は、令和7年度補助対象経費として加算し、年度上限額及び企業協力金の額は12分の9を乗じた額を加算するものとする。

別表（第6条関係）

就業地	補助率	年度上限額	
		U・Iターン者	その他の者
市外事業所	1/2	8万円	4万円
市内事業所	2/3	12万円	6万円
市内協力事業所	3/3	20万円	10万円